

あおぞら訪問介護重要事項説明書

1. あおぞら訪問介護事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 管理者兼サービス提供責任者 千葉 彩香

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	あおぞら訪問介護事業所
所在地	奥州市水沢南大鐘一丁目60番地
介護保険指定番号	岩手県 0371501040 号
サービスを提供する対象地域	奥州市全域

(2) 訪問介護事業所の職員体制

職 種	氏 名	勤務形態	職 務 内 容
管理者	千葉 彩香	常勤兼務 1名	管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者		常勤兼務 1名	サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
訪問介護員	介護福祉士 介護実務者研修修了者 介護初任者研修修了者 ヘルパー2級	常勤換算で 2.5名以上	訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(3) 訪問介護サービスの提供時間帯

区 分	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00	備 考
平 日	○	△	△	△	年中無休
土・日 祝祭日	△	△	△	△	

※時間帯により料金が異なります。

休日や通常時間帯以外であってもサービス依頼がある場合にはこの限りではありません。この場合は、サービス提供について、要相談となります。

3. サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助
- ・入浴（清拭）介助
- ・排泄介助
- ・着替え介助
- ・体位変換
- ・通院介助

(2) 生活援助

- ・買物
- ・食事の支度
- ・掃除
- ・洗濯
- ・薬の受取

(3) その他のサービス

- ・介護相談

4. 利用料金

(1) 介護保険サービス利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表—基本料金・昼間—]

身体介護	20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満	30分増す毎に 83単位の増加
	1, 630円	2, 440円	3, 870円	5, 670円	820円
			身体介護に引き続き生活援助を行う場合		
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上	所要時間が20分から起算して25分増すごとに 67単位の増加となります(198単位を限度)		
	1, 790円	2, 200円	650円～		

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります。深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくお客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合には、2人分の料金となります。

(2) 初回加算 2,000円/月

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

(3) 緊急時訪問介護加算 1,000円/回

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画書にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 月間利用総額の24.5%

これまで国が全額負担していた介護職員の給与改善費用を、ご利用者様にも1割～3割負担していただき、より良い人材を確保しサービスの質の向上を目指します。

(5) 特定事業所加算（Ⅱ） 月間利用総額の10%

(6) 集合住宅減算（同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物）12%減算

(7) その他

①お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

②料金のお支払方法

毎月、月末までに前月分の請求をいたしますので、翌々月6日までにお支払い下さい。お支払い方法は事務所への現金納入、口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選んでいただけます。口座振替は、毎月6日引去となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当施設の職員がお伺いいたします。訪問介護計画書作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当施設の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

- ・事業所の訪問介護員等は、お客さまのお身体の状態に応じてご自宅で日常生活が送れるよう、入浴、排泄、食事の介助、買い物、掃除、洗濯等生活全般にわたる援助を行います。
- ・事業の実施に当たりましては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めさせていただきます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
訪問介護員の変更の可否	○	当方の業務スケジュールによって職員を派遣させていただきます。ただし、変更を希望される場合は可能な範囲で対応します。
男性職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	介護技術・処遇向上のための研修を行っている。
サービスマニュアルの作成	○	基本にもとづいたマニュアルの作成

7. 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化または事故が発生した場合は、事前の打ち合わせに従い緊急連絡先（親族）、主治医、管理者、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

また、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	携帯
続柄	
主治医	
病院又は診療所	
医師氏名	院長
住所	
電話番号	

8. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2)虐待防止のための指針を整備しています。
- (3)従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施していきます。
- (4)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	責任者 千葉彩香
-------------	----------

- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1年に2回開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底します。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3)従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

施します。

1 1. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所ご利用者苦情受付担当： 所長 千葉 彩香 電話0197-34-1115

(2) 行政機関その他苦情受付機関

奥州市健康福祉部長寿社会課	0197-24-2111 (代表)
岩手県国保連合会 介護保険係	019-623-4325

1 2. 当施設の概要

事業者名 有限会社アセットリンク
住 所 奥州市前沢字三日町新裏110番地
代表者名 取締役社長 那須川 理香

事業所 あおぞら訪問介護事業所
住 所 奥州市水沢南大鐘一丁目60番地
管理者 所長 千葉 彩香

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 あおぞら訪問介護事業所
職員氏名 所長 千葉 彩香 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービス提供について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 印

代理人 氏名 印